

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日～令和 7年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児休業からの復帰後、仕事と家庭の両立支援対策の充実

<対策>

●令和 4年 4月～

- ・正社員の短時間勤務の条件を変更したことを周知する

従 来：子の小学校入学まで

新 規：子の小学校卒業まで

- ・制度利用者ならびに利用可能者の把握

●令和 5年 1月～

- ・制度利用者ならびに利用可能者へ4月以降の制度利用についてヒアリング

以後、毎年労働条件変更の有無について確認をおこなう。

目標2：時間単位で年次有給休暇を取得できる事を周知する

<対策>

●令和 4年 4月～

- ・妊娠・出産・育児ならびに介護・看護のための休暇について、始業から、または終業まで連続しない時間単位での取得しやすい制度を改めて周知する。

- ・上記制度について、対象となりうる社員に対して上司ならびに第三者（衛生委員等）より、都度、周知するなど積極的な働きかけをおこなう。

目標3：全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

●令和 4年 4月～

- ・年次有給休暇（以下、有休）ならびに代休の取得状況を把握

●令和 4年 6月～

- ・前年度に取得状況が悪かった部署及び社員に対しての指導をおこなう

●令和 4年 9月～

- ・11月末を目途に、年間有休5日取得を達成できるよう促進し、取得が進んでいない部署・社員へ周知徹底をする。以後、毎年取得促進を続ける。

■2021年4月～2022年3月 平均有休取得日数：11.2日